

## \*基本目標3\*

## 地域全体で、こどもの育ちを支え合うまち

## 方針1 こどもの権利を尊重する意識の共有

## 具体的な町の取組

## ① こどもの権利を大切にす意識の醸成

幼稚園や保育所、学校、または町内におけるイベント等様々な機会を活用し、「児童の権利に関する条約」について学び、知る機会を設け、「子どもの権利」について知る機会の確保に努めます。

## ② こどもの社会参画、意見反映の推進

こどもの意見聴取の方法を検討しながら、より多くの意見表明の機会の多様化を図ります。

## 方針2 こどもを見守る安全安心な環境づくり

## 具体的な町の取組

## ① 安全安心な住環境の整備

地域における住宅・住環境の整備を進め、子育て支援住宅や定住促進住宅の敷金無料化等により若者や子育て世帯の定住促進に努めていきます。また、こどもの通学路や移動経路の安全対策として安全な道路交通環境の整備を行っていきます。

## ② 交通安全・防犯のまちづくり

交通安全指導、チャイルドシートの利用啓発など、交通安全対策に努めます。また、地域の見守り活動や防犯パトロール、防犯灯の設置により防犯対策を推進します。そのほか、こどもを有害環境から守るための取組や情報モラルの教育を行っていきます。

## 方針3 みんなでこどもを育てる地域の輪づくり

## 具体的な町の取組

## ① こどもの居場所づくり

放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営により、こどもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組み、地域住民との交流活動などを実施します。また、児童館でもこどもの遊び場としての活動を行っていきます。

## ② 地域ぐるみの子育て・教育支援

エコスクール活動や環境教育、自然体験学習、あゆまつりなどの地域行事により、地域における学びと体験の機会を充実させます。また、伝統文化の保存・継承活動を進め、子どもたちが地域の文化に触れられる機会の確保に努めます。

## &lt;概要版&gt;

## 甲佐町こども計画

令和8年度（2026年度）

令和11年度（2029年度）

## \* こども計画とは

この計画は、「こども基本法」（第10条第2項）に定める「市町村こども計画」として、こども大綱等を踏まえ、本町におけるこども・若者・子育て世代への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。

- ◆ 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ◆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ◆ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」

## \* 計画の対象者

すべてのこども・若者、子育て当事者を計画の対象とし、必要な支援が特定の年齢で途切れないよう支えていきます。施策の推進にあたっては、全庁を挙げて取り組むとともに、子育てに関わる地域、関係機関や団体等地域全体で取り組んでいきます。



## \* 計画の基本理念

地域全体でこども・若者の育ちや子育て当事者を支え、すべてのこども・若者が未来へ希望をもって自分らしく生きる社会を目指します。

## 基本理念

未来へかがやけ こうさっ子

この計画を策定するにあたっては、こども・若者、子育て当事者本人へのアンケート調査を実施したほか、オンライン意見箱によりこどもを取り巻く環境への意見やアイディアを募集しました。

## 3つの基本目標と主な取組

基本理念の実現や課題への対応に向けて、3つの基本目標を定め、それぞれの目標を達成するために行う具体的な取組を考えました。

### \*基本目標1\*

すべての家庭が、安心してこどもを生み育てることができるまち

#### 方針1 地域における子育て世帯への支援

##### 具体的な町の取組

##### ① 多様な保育サービスの充実

延長保育事業、病児・病後児保育事業、ショートステイ、トワイライトステイなど、多様なニーズに合わせた事業を行います。

##### ② 子育て支援体制の充実と情報の提供

地域子育て支援センターにて、親子で交流できる場所の提供や、電話等による育児相談、保護者への情報提供を行っていきます。

##### ③ 子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担軽減及び児童の健全育成を図るため、保育料の軽減、応援金の支給、医療費助成、通学費用軽減等の経済的支援を実施します。



#### 方針2 援助の必要なこどもや家庭への支援

##### 具体的な町の取組

##### ① 児童虐待防止対策と社会的養護の推進等

こども家庭センターでの相談窓口の設置と関係機関との連携により、児童虐待やいじめ・不登校等の早期発見・早期対応に努め、具体的な支援策を講じていきます。また、ひとり親家庭についても支援や事業の情報提供を行っていきます。

##### ② 発達に支援を必要とするこどものサポート

発達に不安のあるこどもとその保護者に対して、乳幼児健康相談等を通して早期発見と早期支援につなげる。こどもの状況に応じた細やかな支援を行います。



### \*基本目標2\*

こども・若者が心身ともに健やかに育ち、学び、自立を支えるまち

#### 方針1 母と子の健康づくり

##### 具体的な町の取組

##### ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

こども家庭センターを中心に、妊娠・出産・子育てに関して切れ目のない相談支援を行います。また、産後ケア事業にて、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施していきます。



##### ② こどもと母親の健康の確保

保護者が「受診してよかった」と思える健康診査の実施に努めるほか、歯の健康づくりや食育の推進によりこどもと母親の健康づくりに取り組んでいきます。



#### 方針2 確かな学力と豊かな心を育むための環境づくり

##### 具体的な町の取組

##### ① 「生きる力」を育む教育環境づくり

小中一貫教育の取組により、小学校と中学校が連携し、学力の向上に取り組みます。また、学習意欲の向上や基礎学力の定着を目指すとともに、国際教育や体験学習、情報教育の充実にも取り組み、さまざまな学びができる環境を整えます。



##### ② 豊かな心の育成

地域と家庭が連携しながら、特色ある学校運営を推進し、児童生徒の成長を支えます。いじめや不登校等に対応する相談体制の充実や、思春期保健教育、情報リテラシー教育の推進により、心身の成長を総合的に支援します。

#### 方針3 若者のライフイベントへのサポート

##### 具体的な町の取組

##### ① 仕事と子育ての両立支援

就労形態の多様化に伴う保育サービス等の充実を図り、働きながら子育てができる環境を整えます。また、家庭・地域・職場において、家事や育児などの家庭的責任を男女がともに担うことのできる男女共同参画社会を目指します。



##### ② 結婚やこどもをもつことを希望する方への支援

こどもを持つことを希望する人へ不妊治療費の負担軽減の支援や、新規に婚姻した世帯に対して、住居費等の費用の一部を支援し、結婚に伴う新生活を応援します。